

資料 1

- ・ 検討委員会設置要綱 . . . 1
- ・ 検討委員会委員名簿 . . . 2
- ・ 主な検討事項 . . . 3

令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中学校卒業予定者数の減少が見込まれる中、Society5.0時代の大きな変化に対応し、将来展望に立った魅力と活力ある県立高校のあり方について検討するため、「令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 県立高校の教育の充実に関すること。
- (2) 普通科や職業科などの各学科のあり方に関すること。
- (3) 令和2年度新高校開校に係る評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県立高校のあり方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、教育関係者、保護者、経済界関係者のうちから、教育長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会議を進行する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(アドバイザー)

第7条 専門的立場からの意見を聴くため、委員会にアドバイザー若干名を置くことができる。

2 アドバイザーは、学識経験者のうちから、教育長が委嘱する。

3 アドバイザーは、教育長の要請に応じて委員会に出席するほか、委員会の所掌事務に関する事項に対して助言を行うものとする。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、富山県教育委員会事務局職員のうちから、教育長が任命する。

3 幹事は、委員会の事務を処理する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、富山県教育委員会県立学校課に置く。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会名簿

(令和3年8月31日現在)

(委員16名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	委 員 の 所 属 等
委 員	伊東潤一郎	アイティオ(株) 代表取締役社長
委 員	稲田 裕彦	救急薬品工業(株) 代表取締役社長
委 員	尾畑 納子	富山市教育委員会 教育委員
委 員	金岡 克己	(公社)富山県教育会 会長 (学)富山国際学園 理事長
委 員	河上めぐみ	(有)土遊野 代表取締役
委 員	近藤 智久	高岡市教育委員会 教育長
委 員	品川祐一郎	トヨタモビリティ富山(株) 代表取締役社長
委 員	白江 勉	砺波市教育委員会 教育長
委 員	白江日呂雄	富山県中学校長会 会長
委 員	鈴木真由美	(大)富山県立大学 地域連携センター所長 富山県立大学工学部機械システム工学科 教授
委 員	須田 英克	富山県私立中学高等学校協会 会長
委 員	能作 千春	(株)能作 専務取締役
委 員	堀井 鉄也	富山県高等学校PTA連合会 会長
委 員	本江 孝一	富山県高等学校長協会 会長
委 員	牧田 和樹	射水商工会議所 会頭 (一社)全国高等学校PTA連合会 顧問
委 員	本島 直美	富山県PTA連合会 副会長
アドバイザー	大島 まり	東京大学大学院情報学環／生産技術研究所 教授
アドバイザー	耳塚 寛明	青山学院大学 コミュニティ人間科学部 特任教授

魅力と活力ある県立高校のあり方に係る主な検討事項

中学校卒業予定者数の減少が見込まれる中、Society5.0時代の大きな変化に対応し、将来展望に立った魅力と活力ある県立高校のあり方について検討する。

《検討事項》

今回

- 1 将来展望に立った県立高校のあり方
 - ・時代のニーズに即し、将来展望に立った県立高校のあり方
 - ・様々なタイプの学校・学科のあり方

次回以降

- 2 高校教育充実のための方策
 - ・職業系専門学科の現状と今後のあり方
 - ・普通科系学科の現状と今後のあり方
 - ・総合学科の現状と今後のあり方
- 3 令和2年度新高校開校に係る評価
 - ・新高校の状況報告等
 - ・新高校在籍生徒等に対するアンケート調査結果についての評価、検討等
- 4 その他、県立高校のあり方に関すること
 - ・定時制、通信制のあり方等
 - ・その他